

2024年2月16日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太
(コード番号 8139 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文
(TEL. 03-3832-8266)

当社に対する損害賠償請求訴訟に係る
上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ

当社は、2023年9月4日付け「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大場武生氏（以下「大場氏」といいます。）から提起された損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、2023年7月7日付けで東京地方裁判所より大場氏の請求を全面的に棄却する旨等を内容とする当社勝訴の判決（以下「第一審判決」といいます。）の言渡しを受けておりました。これに対して、2024年1月17日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟の控訴棄却判決（勝訴）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大場氏は、第一審判決を不服として、東京高等裁判所に対して控訴を提起しておりましたが、2024年1月17日付けにて東京高等裁判所より控訴棄却の判決（当社勝訴）（以下「控訴審判決」といいます。）の言渡しを受けておりました。

この控訴審判決に関し、2024年2月16日、東京高等裁判所より、大場氏による上告提起通知書、上告受理申立て通知書及び上告状兼上告受理申立書（以下「本書面」といいます。）の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告の提起及び上告受理申立てがあった裁判所及び年月日

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 裁判所 | 最高裁判所 |
| (2) 上告日及び上告受理申立日 | 2024年1月29日 |
| (3) 本書面の送達日 | 2024年2月16日 |

2. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

大場氏は、当社が「リ・ジェネレーション株式会社への質問事項の送付に関するお知らせ」、「リ・ジェネレーション株式会社への再質問状の送付及び当社株主である布山高士氏に対する質問事項の送付に関するお知らせ」及び「リ・ジェネレーション株式会社への質問状（4）及び当社株主である布山高士氏に対する回答及び質問状（2）の送付に関するお知らせ」、並びに、当社代理人名義の「再質問状」及び「質問状（4）」において開示した事項が、大場氏の名誉を毀損するものである等と主張して、損害賠償を求めて本件訴訟を提起しておりましたが、2023年7月7日に、

①原告〔大場氏〕の請求を棄却する、②訴訟費用は、原告〔大場氏〕の負担とするとの、当社の主張を全面的に認めた当社勝訴の判決の言渡しがありました。

大場氏は当該判決の全部に不服があるとして、東京高等裁判所に対し控訴を提起しましたが、2024年1月17日に、東京高等裁判所より、①本件控訴をいずれも棄却する、②控訴費用は、控訴人〔大場氏〕の負担とするとの当社勝訴の判決の言い渡しがありました。

これに対して、大場氏は控訴審判決の全部に不服があるとして、上告の提起及び上告受理申立てを行ったものです。

3. 上告の提起及び上告受理申立てを行った者の概要

大場武生氏

4. 上告の提起及び上告受理申立ての内容

(1) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(2) 上告受理申立ての趣旨

- 1 上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(3) 上告及び上告受理申立ての理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

5. 当社の対応方針等

上記4. (3) のとおり、上告理由書及び上告受理申立理由書が追って提出されるとのことであり、現時点においては、上告理由及び上告受理申立理由は明らかではなく、また、上告受理申立てに関して最高裁判所が上告受理の決定をしたわけでもありませんが、当社は、第一審判決が、当社の開示は名誉毀損に当たらず、また、当時の状況に照らして、当社が事実確認や株主の皆様その他の関係者の皆様に情報提供をすべき必要性の高さ等を考慮すれば、プライバシー侵害にも当たらないと認定判断し、控訴審判決も第一審判決を全面的に支持するものであって、当社の主張を全面的に認めるものであり、既に公正かつ妥当な判断が示されたものと確信しております。

また、当社による開示にて既にお知らせしておりますとおり、大場氏が別訴で提起した、当社取締役及び監査役8名に対しても損害賠償請求訴訟についても、当社の開示の必要性を認め、かつ、その開示内容が必要な範囲に留まっていたこと等を認定して、いわゆるプライバシー侵害や名誉棄損に基づく不法行為を構成しない旨を判示し、当社取締役及び監査役8名の任務懈怠責任は認められないと認定判断した第一審判決を全面的に支持する控訴棄却の判決が下されており¹、これまでの訴訟において十分に審理が尽くされた結果、当社の開示が名誉毀損にも、プライバシー侵害にも当たらないことは、既に明らかであって、これ以上の訴訟の係属は訴訟経済及び株主

¹ 2023年12月14日付け「当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟の控訴棄却判決（勝訴）に関するお知らせ」。但し、2024年1月15日付け「当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟に係る上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」でお知らせしたとおり、大場氏は、当該控訴審判決を不服として、上告の提起及び上告受理申立てをしております。

の皆様のご利益に反するものと考えております。当社は、今後、最高裁判所が上告受理申立事件を受理するか否かを注意深く観察しつつ、必要に応じて適切に対応してまいります。

なお、本件に伴い当社の業績に生じる影響は軽微ですが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上